

○三重大学翠明会館使用細則

(令和 年 月 日細則第 号)

(趣旨)

第1条 三重大学翠明会館（以下「翠明会館」という。）の使用に関しては、三重大学翠明会館使用規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(使用承認基準)

第2条 規程第5条第1項及び第6条の規定により使用を承認する場合の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 規程に定める要件を満たしていること。
- (2) 使用目的が営利を目的としないものであること。
- (3) 特定の政治、宗教等にかかわるものでないこと。
- (4) その他翠明会館の使用として適当と認められること。

(雑則)

第3条 この細則に定めるもののほか、翠明会館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。